

長野市家庭用ごみ指定袋の緊急措置について

1 目的 現時点では家庭用ごみ指定袋の製造や流通の停止はないものの、一部の店舗で一時的に、購入が難しい状況があるため、身近な店舗で早急に指定袋を購入することが難しい皆様に対し、市では次のとおり緊急措置を実施します。

2 実施期間 令和8年6月8日（月） から 7月31日（金）まで

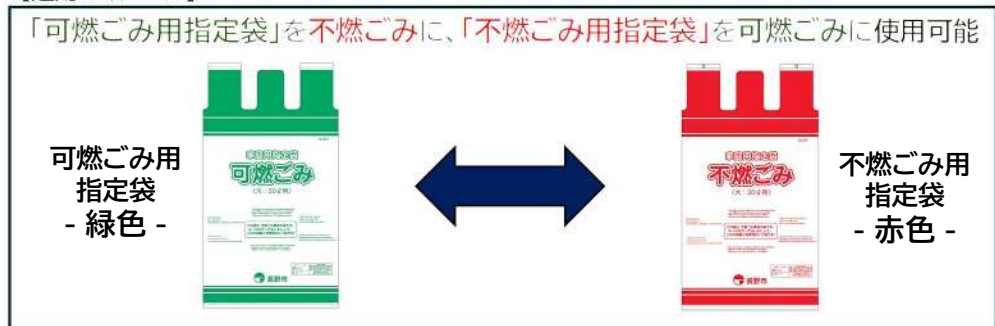
3 緊急措置 ごみ指定袋の使用を基本としますが、ごみ指定袋を購入できない場合の緊急措置は、次の2種類の方法があります。
なお、分別の方法に変更はありませんので、ご注意ください。

(1) ごみ指定袋の弾力的運用

- 可燃ごみを排出する際に「不燃ごみ用指定袋（赤色）」を使用することが可能
不燃ごみを排出する際に「可燃ごみ用指定袋（緑色）」を使用することが可能

※ 「資源プラスチック用指定袋」は、可燃ごみや不燃ごみを排出する際に使用できません
【ごみ処理手数料がかかっていないため】

【運用のイメージ】



(2) ごみ指定袋以外の袋を使用した排出

① 可燃ごみ及び不燃ごみ



市販の40リットルまでの指定袋と同程度の無色透明な袋に入れ、「粗大ごみシール」を貼り付けて排出することが可能

② 資源プラスチック

市販の30リットルまでの指定袋と同程度の無色透明な袋に入れ、「プラ」と記載して排出することが可能

※ いずれも中身が確認できる透明度の袋を使用してください

【イメージ】

可燃ごみ・不燃ごみ	資源プラスチック
40ℓまでの指定袋と同程度の無色透明な袋に「粗大ごみシール」を貼る	30ℓまでの指定袋と同程度の無色透明な袋に「プラ」と記載する
	

4 その他

「粗大ごみシール」は、市の許可を受けた小売店（スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア等）で販売しています。お近くの店舗は、ホームページで御確認ください。
引き続き、ごみ指定袋の過度な購入はお控えいただきますよう、御協力をお願いいたします。